

平成 2 6 年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員



睨 監 第 9 5 号  
平成 2 7 年 2 月 1 7 日

四條睨市監査委員 池 中 昇 三  
四條睨市監査委員 曾 田 平 治

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成26年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

## 1 監査の対象

教育委員会

教育部

教育総務課

学校教育課

学校給食センター

地域教育課

公民館

図書館

教育環境整備室

教育環境整備室

## 2 監査の期間

平成26年 9月 2日 から 平成26年11月17日 まで

## 3 監査の概要

監査に当たっては、主として財務に関する事務の執行が法令、条例、規則等に準拠しているか、また、経営に係る事業の管理及び監査対象所管事務が適正かつ効率的であるかについて監査した。

## 4 監査の結果

提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正であった。なお、一部において留意すべき、あるいは改善を要する事項が認められた。

以下、各所管課の監査結果について述べる。

## 【教育委員会】

教育部の主な所管事務は、

- 教育委員会の会議及び委員に関すること。
- 教育の施策の企画及び立案に関すること(他課分掌のものを除く。)
- 学校の運営に関すること。
- 学校の教育の調査及び研究に関すること。
- 青少年健全育成に関すること。
- 文化及び体育の企画及び推進に関すること。
- 文化財の保護及び調査研究に関すること。
- 学校給食物資の調達に関すること。
- 学校給食の献立及び調理に関すること。
- 公民館事業の全体調整に関すること。
- 公民館の施設及び備品等の使用許可に関すること。
- 図書館の選定に関すること。
- 図書館事業の企画立案に関すること。
- 分館に係る事業の企画立案に関すること。

教育環境整備室の主な所管事務は、

- 学校の規模等の適正化に係る基本構想及び基本計画に関すること。
- 学校の規模等の適正化に係る実施計画に関すること。

などである。

なお、下記の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

### ◇学校教育課

#### ○通学時の安全対策について

通学時における児童の安心・安全を確保するために、「子どもの安全見守り隊」の取組みなど既存の安全対策の再確認を行うとともに、新たな対策を調査研究されたい。

#### ◇学校給食センター

##### ○運搬業務の入札について

給食の調理業務及び運搬業務は、ともに民間業者に委託して実施しているが、平成26年度の運搬業務委託契約更改時の公募において、従来から受注している業者1社のみの参加であった。入札制度の趣旨が生かされるためにも実施にあたっては、広く適切な周知に努められたい。

#### ◇教育環境整備室

##### ○学校施設の修繕・補修について

各学校施設の老朽化に伴う改修、修繕及び補修については、経済性、効率性の面から、また、財政健全化の観点からも実施内容を精査し、計画的に実施されたい。

##### ○学校施設の適正配置について

人口減少が進む中、文部科学省がこのほど公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引をまとめた。

本市教育委員会においても、これに先立ち、学校の小規模化に対応するため、教育施設の適正配置と再整備を目指した「教育振興ビジョン」を策定された。

学校は、まちづくりの拠点であり、避難所などの防災施設の役割を果たすものでもあることから、その議論が「統合ありき」であってはならない。保護者とともに広く住民の意見が反映されたものであることを望むものである。

#### 【各所属共通】

##### ○事務文書の適正な処理について

事務文書の取扱いにおいて、定められた方法に従って処理がなされていない事案が数多く見受けられた。文書管理規程、事務決裁規程、財務規則などの諸規定を遵守し、正確、適切な事務処理に努められたい。